

# 常任委員会の審議から

総務企画委員会

## 茨城―札幌便就航の見通しは 年度内に就航の予定

問 スカイマーク社が茨城―中部便を二月に就航すると発表したが、札幌便就航の見通しは。

答 スカイマーク社は中部国際空港を拠点化することを重点的にPRするため中部便就航の発表を先に行ったが、札幌便についても年度内就航の予定に変わりはないと聞いている。



中部便と札幌便を就航予定のスカイマーク

問 危機的な財政の中、収入未済額縮減のため徴収対策に更に積極的に取り組む必要があるが、今年度は具体的にどのようなことを行っているか。

答 悪質な滞納者に対する差し押さえやインターネット公売による金銭化の促進強化のほか、財産調査などを積極的に実施している。また、今年度新たに、市町村との合同滞納整理などを行っている。(ほかに、プライマリパラソンの黒字化を目指す財政運営、地上デジタル放送難視聴対策なども質問)

環境商工委員会

## 涸沼の水質浄化への今後の取り組みは 生活排水対策などを柱に二期計画を策定

問 涸沼の水質は改善していない。第二期涸沼水質保全計画の検証結果を踏まえ、今後どのように水質浄化に取り組むのか。

答 第三期計画では、生活排水対策として下水道などによる生活排水処理率の目標を84.5%とする。畜産対策ではたい肥の流通拡大を、農地対策ではエコファーマーによる管理耕地面積の増を目標とし、環境負荷を減らすことで水質浄化につなげたい。

問 防災教育を小学生・中学生などにもしっかりと行っていく必要があると考えるが。

答 防災は、まず自助、次に共助、そして公助という枠組



涸沼の浄化活動の取り組み

みで対応していくことが必要と考える。学校教育の中にも取り入れられるか研究していきたい。(ほかに、霞ヶ浦の汚濁原因の解明に対する取り組み及び今後の対策、地場産業である石材業の振興なども質問)

保健福祉委員会

## 県際地域における医療連携は 千葉県とモデル的な協定締結を検討

問 県域を越えて一つの医療圏を設定するためには、県が病院や自治体の間に入って協議すべきである。共存共栄できる医療連携のモデルケースをつくって欲しい。

答 県際地域の医療に課題があることは認識している。まずは、千葉県とモデル的に協定を締結できるか検討していきたい。

問 阿見東部工業団地に今回雪印乳業が立地したが、どのように対応したのか。

答 今回の立地も、企業側の要望などに対して県全体で早い対応ができたことが決め手となったと考えている。今後、同企業誘致にあたっては、同様に素早い姿勢で取り組んでいく。(ほかに、認知行動療法を取り入れたうつ病の治療、こども福祉医療センターの整備方針なども質問)



行政の垣根を越えた医療連携を(連携の一役を担うドクターヘリ)

農林水産委員会

## 県の農作物鳥獣被害対策は 市町村の鳥獣被害防止計画策定などを支援

問 イノシシやハクビシンなどの鳥獣被害が大きな問題となっている。駆除従事者の人材育成が重要と考えるが、県の鳥獣被害対策は。

答 市町村が定める鳥獣被害防止計画の策定と国の交付金を活用した被害防止対策を支援している。今後は情報の共有化や、わな猟免許取得の研修などにより人材育成に努める。

問 農業従事者の高齢化に伴い耕作放棄地が増加している中で、農政推進の基本方針である「新農業改革大綱」には農業者だけではなく、企業の農業参入なども位置づけていくべきと考えるがどうか。



イノシシなどの被害が深刻

答 次期大綱には農業者をはじめ、企業の参入や県外からの新規参入なども広く県内に呼び込むメッセージを入れたい。(ほかに、談合防止対策、農産物の安全対策なども質問)

土木委員会

## 県土地開発公社の保有土地処分方針は 企業ニーズに応じてきめ細かく対応

問 土地開発公社は、これまでの債務超過対策に加え、三十七億円の債権放棄の必要性が生じる結果となった。ひたちなか地区で土地が売れ残っているが、今後の対策は。

答 ひたちなか地区では、昨年度六・六ヘクタールを売却し、また、来年春の北関東道の全線開通など売れる環境が整ってきている。今年度は、百社にアプローチしており、今後とも企業ニーズに応じて、きめ細かく対応していきたい。

問 住宅供給公社解散後の保有土地の処分と県の関与は。

答 破産手続きの開始決定後、破産管財人が土地を売却し、債権者に債権割合に応じて配



ひたちなか地区商業・業務系用地

当していくこととなる。県としては、引き合いなどの情報を管財人に提供し、土地処分が円滑に進められるよう協力・支援していきたい。(ほかに、公共施設の長寿命化の取り組み、かしてつ跡地バス専用道化事業の利用促進なども質問)

文教治安委員会

## 暴力団排除条例の制定による効果は 暴力団の存在基盤の弱体化が図られる

問 新たに制定される暴力団排除条例は、具体的にどのような効果があるのか。また、その周知方法は。

答 暴力団に対する事業者による利益供与の禁止、公共事業などからの排除措置により、暴力団の存在基盤の弱体化が図られる。建設業経営者や宅地建物取扱業者などには説明会を開催して周知し、マスコミや各種業界にも協力を求める。

問 県立高校の再編・整備が進む中で、高校の特色や校風などを見つめ直し、工夫したPRを行うべきではないか。



暴力団排除条例ポスター

答 学校説明会などをさらに積極的に実施していく。専門高校はカリキュラムの説明を行い、普通科ではどのような生徒を育成するのかを明確にするとともに、地域と密着した特色化を図る。(ほかに、児童虐待対策や学校の猛暑対策なども質問)